2　別表第十八の上欄に掲げる形質を有する特定遺伝子組換え農産物を含む同表の下欄に掲げる対象農産物と原材料として同表の中欄に掲げるものに食品（これを原材料とする加工食品を含む。次に定めるところにより表示する。

一　特定分別生産流通管理が行われたことを確認した特定遺伝子組換え農産物であって別表第十八の下欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、当該原材料の名称の次に括弧を付して同表の上欄に掲げる特定遺伝子組換え農産物であることを表示する。

二　特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が別表第十八の下欄に掲げる対象農産物に混合されたものであって、同表の上欄に掲げる特定遺伝子組換え農産物の重量の割合が五パーセントを超えるものであることを表示する。

3　分別生産流通管理を行ったにもかかわらず、意図せざる特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が混合されたものであって、同表の上欄に掲げる特定遺伝子組換え農産物の重量の割合が五パーセントを超えるものであることを表示する。

4　意図せざる特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が混合されたものであって、同表の上欄に掲げる特定遺伝子組換え農産物の重量の割合が五パーセントを超えるものであることを表示する。

5　別表第十七及び別表第十八に掲げる加工食品の原材料（対象農産物又はこれを原材料とする加工食品であって主な原材料の重量に占める割合が上位三位までのものに限る。）に占める割合が五パーセントを超えるものであることを表示する。

6　第十七及び別表第十八に掲げる加工食品の原材料（対象農産物又はこれを原材料とする加工食品であって主な原材料の重量に占める割合が上位三位までのものに限る。）に占める割合が五パーセントを超えるものであることを表示する。

乳児用規格適用食品（食品の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第二百七十号）第一食品の一般成分の項Ａの規定に供する乳児用の飲料及び販売の目的をもって製造する乳児用の飲料（乳及び乳製品並びに主要原料とする食品であって、すべての成分が平成二十一年厚生労働省告示第百二十九号）第二の規定に適合するものをいう。以下同じ。）の原材料原産地名	乳児用規格適用食品である旨	別表第十五に掲げる加工食品（輸入品を除く。以下「対象加工食品」という。）
1　別表第十五の1から22までに掲げるものにあっては、原材料及び添加物に占める重量の割合が最も高い生鮮食品であって、かつ、当該割合が五十パーセント以上であるものの原産地を、原材料名に対応させて、次に定めるところにより表示する。 一　国産品にあっては「国産」である旨を、輸入品にあっては原産国名を表示する。ただし、国産品にあっては、国産である旨の表示に代えて次に掲げる地名を表示することができる。 イ　農産物にあっては、都道府県名その他一般に知られている地名 ロ　畜産物にあっては、主たる飼養地（最も飼養期間が長い場所をいう。以下同じ。）が属する都道府県名その他一般に知られている地名 ハ　水産物にあっては、生産（採取及び採捕を含む。以下同じ。）した水域の名称（以下「水域名」という。）、水揚げした港名、水揚げした港又は主たる養殖場（最も養殖期間の長い場所をいう。以下同じ。）が属する都道府県名その他一般に知られている地名 二　輸入された水産物にあっては、原産国名に水域名を併記することができる。	「乳児用規格適用食品」の文字又はその旨を的確に示す文言を表示する。	

について遺伝子組換えに関する表示を行う場合には、1及び2の規定の例によりこれを表示しなければならない。